

# 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） に係る院内掲示について

当診療所は令和6年6月より、医療従事者の処遇改善（賃上げ）を目的とし「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定しております。

本加算による収入は、当診療所で勤務する医療スタッフの処遇改善へ全額充当されます。

患者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、継続して質の高い医療を提供するため、ご理解とご協力をお願いいたします。